



2025年2月1日 No. 198 (毎月1日発行)

【労働・健康保険料及び年金徴収率の変更】

2025年1月1日から、最低賃金が引き上げられ、それに合わせて、労働・健康保険料及び労工退休金（厚生年金）の保険料区分の金額は、27,470 台湾ドルから 28,590 台湾ドルに調整されました。また、労働保険料の徴収率は 12%から 12.5%に引き上げられ、雇用者と従業員の負担分が同時に増加することとなります。また、国民年金の徴収率も 2025 年度から、10%から 10.5%に値上げされ、一般被保険者の負担は毎月 59 台湾ドル増加することになりました。

【ベンチャー企業向けの創櫃版に対する制限の緩和】

台湾証券取引所（TWSE）は 1 月 6 日に、ベンチャー企業向けの証券市場「創櫃版」に対する「合格投資者」という制限の緩和策を発表しました。「創櫃版」に登録されているのは、事業継続年数や収益力の数値基準を要求されない、規模の小さなスタートアップ企業であり、リスクが高いため、機関投資家のみが売買に参加できますが、今後、初回の売買の前に「リスク予告書」に署名すれば、個人投資家でも「創櫃版」の証券売買に参加できることになりました。

【海外子会社による投資損失に関する証明書類についての緩和策】

台湾財政部は 1 月 7 日に、海外子会社による投資損失に関する証明書類についての緩和策（通達：台財稅字第 11304615290 號令）を公表しました。当通達によると、台湾法人が投資している海外の子会社が、減資、合併、倒産、または清算による投資損失が発生する場合に、以下のいずれかに該当すれば、提出書類に現地国に所在する台湾領事認証が不要となります。

1. その海外子会社の所在国の管轄官庁により発行された減資、合併、倒産、または清算の完了が証明できる書類
2. その海外子会社の所在国の税務機関により発行された減資、合併、倒産、または清算に係る法人税の申告証明書
3. その海外子会社の所在国、あるいは台湾の公認会計士により発行された減資、合併、倒産、または清算に係る財務監査報告書

上記の書類以外の場合は、営利事業所得税監査準則（営利事業所得税査核準則）第 99 条第 2 号に則り、領事認証が必要とされます。

【入国時における免税での酒類持ち込みについての緩和策】

台湾財政部は 1 月 23 日に、入国時に免税での酒類持ち込みについての緩和策（通達：台財関字第 1141002155 號令）を公表しました。従来の規定によると、入国時に免税となる酒類の持ち込み範囲は 1 リットル以内でしたが、当緩和策では 1.5 リットル以内に緩和されました。

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區敦化北路 167 號 11 樓 C 室 宏國大樓

電話 : +886-2-2717-0318

担当 : 坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス : 台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。